

○住民税の納付方法には次の3つの方法があります。

普通徴収・・・個人納付。納期は年4回(6・8・10・翌年1月)

特別徴収・・・給与天引き。納期は6月～翌年5月の年12回

年金特別徴収・・・年金天引き。納期は年6回(4・6・8・10・12・翌年2月)

「併用徴収」って？

上記の特別徴収と普通徴収を組み合わせた納付方法を「併用徴収」と呼んでいます。具体的には、給与や年金に係る所得とその他の所得がある方が、年税額全体のうち、給与や年金に係る税額はそれらからの天引きとし、残りの差額は個人納付とする方法です。

※給与所得以外の所得がマイナスになる等、併用徴収ができない場合があります。

詳しいことは、課税担当までおたずねください。

「東京都および都内全62区市町村は
特別徴収を推進しています」

特別徴収推進ステーション

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>

詳しくは

東京都 特別徴収

検索



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

税務課職員を装った不審な電話にご注意ください！

税務課職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、または通知書類誤送付の関係でなどと言って年齢や家族構成、勤務先、年金受給状況、預金残高や口座状況などについて聞き出そうとする事例が発生しております。

税務課職員が納税者の皆様にお電話でお問い合わせする場合は、提出いただいた申告書等や皆様から直接いただいたご相談等を基に、その内容をご本人に確認することを原則としております。ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの警察署または区役所税務課にお問い合わせください。



税務課業務のご案内

- 住民税の課税や申告、税証明に関すること
- 納税に関すること
- 軽自動車税に関すること

お問い合わせ

Tel(3777)1111(代)

区役所にお電話が繋がりましたら、お問い合わせの業務内容をお話してください。ご用件に応じて担当にお繋ぎします。電話口に出ました職員が、詳しい内容を伺いお答えいたします。

受付時間

月曜～金曜(祝日と年末年始は休み)
午前8時半から午後5時まで
火曜日は午後7時まで

日曜開庁(※)
午前8時半から午後5時まで

※日曜開庁は取扱業務が限られております。
(証明書発行、相談を伴わない納付のみは毎週受付しております。)
また、開庁場所が4階税務課ではなく3階の日があります。
詳しくはおたずねください。